

令和6年4月1日以降に交付される合格証明書については、本籍を記載しないこととなりました。  
また、本籍に変更があった場合の合格証明書の書換申請についても不要です。

【現在、本籍の記載がある合格証明書をお持ちの方が、本籍の記載がない合格証明書を希望する場合】

本籍を変更した場合

→

- ・「**書換申請**」を行ってください。
- ・様式の『●その他』欄に「本籍の記載がない合格証明書を希望（本籍の変更あり）」と記載してください。
- ・戸籍謄本（抄本）はコピー可です。

本籍を変更していない場合

→

- ・「**再交付申請**」を行ってください。
- ・様式の『再交付申請の理由』欄は、「損傷」を選択の上、「本籍の記載がない合格証明書を希望（本籍の変更なし）」と記載してください。
- ・お手持ちの合格証明書は必ず返納（申請書等に同封）してください。